

戦ニ討死ヲゾシケル、

〔鎌倉大草紙〕小次郎栗○小はひそかに忍びて、關東にありけるが、相州權現堂といふ所へ行けるを、其邊の強盜ども集りける處に宿をかりければ、主の申は、此牢人は常州有徳仁の福者のよし聞、定て隨身の寶あるべし、打殺して取由談合す、乍去健なる家人どもあり、いかせんといふ、一人の盜賊申は、酒に毒を入吞せころせといふ、尤と同じ宿々の遊女どもを集め、今様などうたはせ、をどりたはぶれ、かの小栗を馳走の體にもてなし、酒をすゝめける、其夜酌にたちける、てゐる姫といふ遊女、此間小栗にあひなれ、此有さまをすこししりけるにや、みづからもこの酒を不吞して有けるが、小栗をあはれみ此よしをさゝやきける間、小栗も吞やうにもてなし、酒をさらにもまざりけり、家人共は是をしらす、何も酔伏てけり、小栗はかりそめに出るやうにて、林の有間へ出てみければ、林の内に鹿毛なる馬をつなぎて有けり、○中小栗是を見て、ひそかに立歸り、財寶少少取持て、彼馬に乗鞭を進め落行ける、○中永享の比、小栗三州より來て、彼遊女をたづね出し、種々のたからを興へ、盜どもを尋みな誅伐しけり、

〔總見記〕平手中務諫言切腹事

遺書ニ諫狀ヲ指添へ留メ置キテ、政秀○平即チ腹切テ死去シケリ、誠ニ是末代無雙ノ忠臣トゾ聞ヘシ、信長公大キニ驚キ思召テ、御後悔不斜、屢愁涙垂給ヒテ、平手が諫狀ノ趣ヲ、一々御心服アリ、是ヨリ御心立行儀作法ヲ改ラレ、日々眞實ノ御嗜也、然レ共異相ハ未ダヤミ玉ハズ、其後信長公平手が菩提ノ爲ニトテ、一字ノ寺ヲ御建立有テ、政秀寺ト名付ケ、自身御參詣御焼香アリ、ソレヨリ後、代々此寺ニテ、平手が後世ヲ弔ラヒ玉フ、扱又時々ニ平手が忠志ヲ思召出サレ、天下一統ノ後モ、我如此國郡ヲ切取事ハ、皆中務ガ厚恩也ト、仰ラレシ事度々ナリ、又鷹野ニ出玉ヒ、河狩ヲシ玉フ時モ、俄ニ中務ガ事ヲ思召出サレテ、或ハ鷹取タル鳥ヲ引サキテハ、政秀是ヲ食ゼヨトテ、